

平成21年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日 時：平成21年11月25日（水）

午後2時から午後4時まで

場 所：宮城県行政庁舎 11F 第二会議室

■出席委員（50音順）

市瀬智紀委員，加藤亨二委員，金東暎委員，奈良岡慧美委員，早坂律子委員，
J.F.モリス委員，山田晴義委員，李王寧委員 （8名出席，2名欠席）

■県側

若生正博経済商工観光部長，犬飼章国際政策課長

【委嘱状の交付】

司 会）それでは時間になりましたので，始めさせていただきたいと思います。

本日は，御多忙の中，「平成21年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会」に御出席いただき誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして，宮城県経済商工観光部長から本日御出席の委員の皆様へ委嘱状の交付を行わせていただきます。お名前をお呼びいたしますので，その場で御起立をお願い致します。

（一人ひとり委嘱状を交付）

なお，本日，大沢裕委員と照井咲子委員につきましては，所用により欠席される旨，御連絡をいただいております。

委嘱期間は，平成21年10月25日から平成23年10月24日までの2年間となっておりますので，委員の皆様，どうぞよろしくお願い致します。

【開会】

司 会）それでは，ただ今から「平成21年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会」を開催いたします。

開会に当たりまして，宮城県経済商工観光部長の若生より御挨拶申し上げます。

【開会あいさつ】

若生部長）若生でございます。

皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

平成19年7月であります，「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定したところでございます。そして，昨年度は皆様方にこの条例に基づく推進計画の策定に大変ご尽力をいただきました。この場をお借りしまして心から厚く御礼を

申し上げたいと存じます。

今後は多文化共生社会の実現に向けまして、この推進計画に基づいて、いろいろな施策を展開していくこととなります。しかし、課題も大変多く、例えばこれは県庁だけではできません。また、市町村の大きな協力も必要でございます。さらには県庁内の理解も必要です。そういった基盤となるところの条件も大きな課題になっております。

また、県の財政状況も大変厳しく、その中でこの計画を実現するということとなりますと、どうしても優先順位をつけていかなければならず、プライオリティーの問題もあります。また、この計画は、今後の社会情勢の変化に合わせて施策の展開を図っていかなければならないという流動的な部分があり、これを実現に移すためには様々な課題があるというふうに考えているところでございます。

どうか皆様方には、そういった観点で、この多文化共生社会実現のために大所高所から御指導あるいは御助言を賜れば幸いと考えています。また、今回4名の新しい委員の方々に御就任いただいておりますが、この4名の方々はそれぞれの分野の第一線で御活躍されている方々でございます。新しくお迎えした委員を含め皆様に対しまして、ぜひ御指導、御協力のほど心からお願い申し上げる次第でございます。

なお、本日の審議事項は本年度の多文化共生推進にかかる各種事業の実施分の御報告とこれから行う事業、また来年度の推進事業等についても御審議いただきたいと思っております。忌憚のない御意見を賜りまして、実り多き審議会にさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【自己紹介】

司 会) ここで、委員に御就任された皆様から一言ずつ御挨拶を頂戴したいと思います。

なお、大変申し訳ございませんが、時間の都合がございますので、お一人様1分程度でお願い致します。

お手元にお配りしている委員名簿の順にお願いしたいと思いますので、市瀬委員からお願い致します。

市瀬委員) このたび、多文化共生社会推進審議会委員に委嘱されまして、自分自身としても頑張っていかなければならないなあと思っております。

私は市瀬と申しますが、自分自身、学校における教育の多文化化・国際化ということテーマにしております。推進計画では一昨年の時点でかなり厳しい数値目標を立てられましたが、それが着実に進展しているようで大変うれしく思っております。一方、県の産業構造の関係で、例えば日系ブラジル人の方から宮城県で働きたいのだが、というような電話が国際交流協会にかかってくるという話を先ほど

聞きました。こうしたことから、これからも大変重要な役割を担っていくのではないかと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

加藤委員) 宮城県商工連合会専務理事の加藤でございます。実は初めて委嘱いただきました。実際、多文化共生社会とは何かということがまだわからない状態なので、これから一生懸命勉強させていただきます。よろしくお願いします。

金委員) 皆さんこんにちは。金東暎です。私は仙台国際業務研究会という行政書士の任意団体に入っております、外国人のビザや在留資格、国籍の手続に関することを業務として行っており、その団体の代表を務めております。また、私は韓国民団宮城県本部の団長も兼任しており、私自身が在日二世ということで、個人として、また韓国人団体としても、宮城県とともにこれからも多文化共生社会の実現に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

奈良岡委員) 奈良岡と申します。みやぎ外国人相談センターで外国人からの相談を受けております。自分は中国出身なので、特に中国語の外国語相談を受けております。その中で自分も経験したことのないような複雑なケースがたくさんあり、とても勉強になっています。また、中国帰国者いわゆる残留孤児のことに関わっております、その角度から日本で生活する外国人という特別な存在が、これからどうやって日本人とうまくやっていくか、日本人にとっても外国人にとっても有益な生活を送っていくことがとても大切だと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

早坂委員) 早坂です。今回初めてこの委員に就任させていただきました。普段は町に勤めておりまして、保健関係、健康づくりのこと、それから、福祉関係では少子化の中で、いかに母親にとって過ごしやすい環境をつくっていくか、というような側面に携わらせていただいております。今回お声がかかって大変悩みました。皆様の御指導をよろしくお願いしたいと思っております。

モリス委員) 本日も遅れて参上いたしました、モリスです。今回も御迷惑をお掛けして申し訳ありません。勤務先は宮城学院女子大学です。なぜ私がここにいるかというと、役職上ではなく、どちらかと言うと、外国人当事者という立場で入っております。ただ、この審議会の前身となるような委員会にもいくつか参加させていただいております。たくさんしゃべるのが問題点かもしれませんが、よろしくお願いします。

山田委員) 山田でございます。この春で宮城大学を定年退職いたしました。昨年まで宮城県に財団法人地域振興センターという団体がありましたが、それが解散になりました。

た。解散に当たって宮城大学にその機能を持つてくるという橋渡しをさせていただいた関係で、今、宮城大学の地域連携センターの地域振興事業部というシンクタンク部門のアドバイザーとして、月に2度ほど顔を出しております。専門は、元々、地域計画・地域づくりなのですが、ここ数年は市民協働のまちづくりなどを勉強しておりました。その中で「多文化共生」という視点も入れながら学んでいきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

李委員) このたび、多文化共生社会推進審議会委員に応募させていただきました、李王寧と申します。実は「多文化」というのは初めて触れる分野なのですが、今までの取組の中でいろいろ関係する仕事がありました。国際センターの国際理解教育や各小中学校での国際交流、それから仙台市教育委員会での外国人児童への日本語指導、このほかインカ中文学校で中国人児童に中国語を教えたり、仙台日中文化交流協会でもいろいろな仕事をさせていただきました。特に外国人の子ども教育に関しては、留学生、就労者、市民の一人として、今までの多方面での経験を生かして頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

司 会) 続いて事務局を紹介いたします。

宮城県経済商工観光部国際政策課長の犬飼でございます。

犬飼課長) 犬飼でございます。去年に引き続きよろしくお願いいたします。

司 会) そして私は、本日司会を務めさせていただきます、同課企画・多文化共生班長の水戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会議の成立】

司 会) 本審議会は10名の委員により構成されておりますが、本日は2名の方が御欠席ですので、8名の委員の御出席をいただいております。「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第17条第2項に定める半数以上の出席となっておりますので、本日の会議が有効に成立しておりますことを御報告させていただきます。

また、本審議会は、平成19年10月25日に開催されました第1回の会議におきまして、原則公開の扱いと致しますことを決定しておりますので、御報告申し上げます。

【会長及び副会長の選出】

司 会) それでは議事に入りますが、その前に会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。会長及び副会長の選出につきましては、「多文化共生社会の形成の推進に

関する条例」第6条第1項の規定により、委員の互選により定めることとされております。

皆様、いかが致しましょうか。

モリス委員)他に案がなければ、去年やってくださった山田先生と市瀬先生にお願いしてははいかがでしょうか。

司 会)ただ今、モリス委員の方から、山田委員と市瀬委員にお願いしてはどうかという御推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

司 会)それでは、会長を山田委員に、副会長を市瀬委員にお願いしたいと思います。
山田委員、市瀬委員、どうぞよろしくお願い致します。

司 会)それでは、会長席、副会長席への御移動をお願いします。

司 会)ただ今、選出されました山田会長より一言御挨拶を頂戴したいと思います。
山田会長、よろしくお願い致します。

【会長・副会長あいさつ】

山田会長)今期も会長に選出されました山田でございます。私自身、国際性のある人物ではございませんので、専門性という点で至らないことがあるかもしれません。若干の友人が海外にいる程度で、そういった意味でも不十分かと思いますが、何とか務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員の皆様には、示唆に富んだ御意見をたくさん聞かせていただければ大変ありがたいと思っております。また、モリス委員のようにユーモアがあってスパイスの効いた話を聞けるのも大変楽しみです。引き続きよろしくお願い致します。

司 会)続きまして、市瀬副会長、一言御挨拶をお願い致します。

市瀬副会長)昨年に引き続き、副会長に選出していただきました市瀬です。山田会長を補佐するとともに、委員の皆様には御専門やバックグラウンドがございますので、色々なアイデアをいただきながら、実効性のある会議にしていくよう努力したいと思いますので、よろしくお願い致します。

司 会)どうもありがとうございました。

それでは、ここで配布資料を確認させていただきます。

(資料名を讀上げ)

【議事】

司 会) それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

会議の議長につきましては、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第 17 条第 1 項の規定に基づき、会長にお願いすることとなりますので、山田会長、よろしくお願い致します。

山田議長) それでは、早速、議事に入らせていただきます。午後 4 時までの予定ということですので、時間内に終了するようにしたいと思います。

今日の議事は報告事項 2 件、審議事項 2 件です。

まず、報告事項 1 の「平成 21 年度多文化共生推進事業（実施済分）」について、御説明をいただきたいと思います。それでは事務局からお願いします。

【報告事項】

大飼課長) 平成 21 年度多文化共生推進事業（実施済分）につきまして、資料 1 として A 4 で 2 枚の資料がございますが、このほか、資料 1-1、1-2 とついているものがございます。これらに従いまして、10 分程度で御説明させていただきます。

まず、最初に、この「多文化共生社会推進計画」のリーフレットを作成してございます。計画そのものは、去年の議論で皆様の熱い思いが入っておりますので、本編 27 ページ、資料編 22 ページと、かなりの厚さとなっております、これ通してお読みいただくと非常にわかりやすいのですが、配布には適しておりませんでしたので、こちらのリーフレットを作成してございます。こちらは、10,000 部作成いたしました、県内の市町村や国際交流協会、それからイベント時に一般県民に配布し、既に 1,000 部ほど消化してございます。今後は、来月気仙沼と仙台で開催いたします「多文化共生シンポジウム」、さらには今後発足予定の「多文化共生社会推進連絡会議（仮称）」、こういうものを通じ、広く県民の皆様、それから事業者、関係団体の皆様への配布を予定してございます。

資料 1-2 をご覧いただきたいと思います。「多文化共生市町村研修会の開催」についてです。この研修会は平成 20 年度から実施しておりまして、実施の内容につきましては、資料 1-2 に記載のとおりでございます。9 月 3 日（木）県庁内において、ご覧のとおりプログラムで開催をしてございます。なお、この中で、本審議会副会長の市瀬先生から御講義を頂戴しております。その際、本県が策定した計画の概要等をとともわかりやすく丁寧に解説していただきました。この場をお借りして改めてお礼申し上げます。それから、宮城県国際交流協会の方でも、多文化共

生に力を入れておりました。同協会の大村課長様から外国人を取り巻く本県の現況等について御報告いただきました。また、多文化共生の推進を主たる業務とするNPO法人「国際支援地球村」を立ち上げられました石巻市在住で韓国出身の梶原様から、行政に向けた熱い思いを伝える講話を頂戴しております。この研修会は参加者25名ということで決して多くはなかったのですが、参加者アンケートの結果から見ますと、大多数の方から「非常によい刺激を受けた」との高評価をいただいておりますので、開催の目的は概ね達成できたものと考えております。ちなみに、参加実績を申し上げますと、昨年度が9市町4協会17名、今年度が12市町6協会25名というように増えてございます。

続きまして、「ヒューマンフェスタせんだい・みやぎ2009への参加」というのが資料1-3にございます。今年の10月3日(土)から4日(日)にかけて、全国規模の人権啓発イベントが夢メッセみやぎで開催されております。延べ42,600人の来場者がございました。国際関係団体からは、在日本大韓民国青年会宮城県地方本部の協力を得まして、外国人の人権啓発に資するステージショーといたしまして、当本部に所属する5名の若人に、地元韓国の郷土芸能「農楽演奏」を力強く披露していただいております。幅広い年齢層の多くの来場者がありました本イベントにおきまして、このような活動が行えたのは大変意義深いことと考えてございます。

続きまして4番目になります。「多文化共生シンポジウムの開催」ということで、今年度これから実施する内容でございます。一つは気仙沼、一つは仙台で開催を計画してございます。気仙沼では12月6日(日)「多文化共生社会に向けた地域の役割」をテーマにした100名規模のシンポジウムを、仙台では12月13日(日)仙台国際センターで「外国人児童生徒の教育支援」をテーマにした150名規模のシンポジウムを開催の予定です。このシンポジウムは、資料1-4の3枚目の資料をご覧いただくとわかりますとおり、平成16年度から開催を重ねてきております。いろいろ試行錯誤を重ねながら実施してきており、それまでずっと仙台で開催していたのですが、昨年度は地方での開催ということで、登米市と石巻市、「地域で活躍する外国人女性」をテーマに開催いたしました。参加者数はそれほど多くなかったのですが、非常に充実した内容のシンポジウムであったとの高評価をいただいております。今年度は、そのような中で、気仙沼と仙台で開催いたしますが、より多くの方々に御参加いただけるよう、県内のサンクス100数店舗にチラシを置いてございますし、市営地下鉄駅構内でのポスター掲示など広報の強化にも努めております。皆様方からも広く御出席いただけたらと思います。

続きまして7番目になりますが、「災害時外国人サポート・ウェブ・システム」の運用についてです。資料1-7になります。これは、県内の気象警報や地震、津波に関する情報を自動で多言語翻訳し、ホストコンピュータから自動的にパソコンや携帯電話にメールを配信するというサービスです。フローは資料のとおりで、平成

20年3月からの運用開始後、既に約1,000件の登録がございます。県内に16,000人の外国人がいる中での1,000件ということで、まだ少なくもありますが、様々なところで広報しながら、登録件数を上げていきたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましても、周囲の方々に御紹介いただければ幸いです。

続きまして、県政だよりの多言語化の開始についてです。資料1-8をご覧ください。県政だよりの8月号から掲載記事の一部を英語と中国語に翻訳し、県ホームページへの掲載を行っております。県政だよりの英語版・中国語版というものがあればベストなのですが、なかなかそこまで至っておりませんので、大切な記事を抜粋してホームページに載せているところです。また、ホームページをご覧くださいますと、まだ見にくいところがありますので、できるだけアイキャッチ化し、コンパクトな情報にして、外国人の方々にお知らせできるよう改善していきたいと考えております。

次は、「災害時多言語表示シート」の作成・配布についてです。資料1-9でございますが、災害時多言語表示シートとして、こういうものを作りました。災害時にはいろいろなことが起こります。言葉の問題、生活支援の問題などいろいろあります。そこで、「この水は使えます」、「使えません」など、いろいろなパターンのシートを作成し、このファイルに収めております。これは、県内全市町村に配布しており、災害の際にはこれを原本としてコピーいただいて必要なところに速やかに貼っていただく、ということを想定しております。言語は、日本語、中国語、韓国語、英語、ポルトガル語、タガログ語で、資料1-9にありますとおりの河北新報に記事を掲載していただいております。

続いて10番目になります。資料1-10の「平成21年度9.1総合防災訓練への参加」についてです。登米市の長沼フットピア公園で行われた訓練に宮城県の国際交流員、国際交流協会の災害時通訳ボランティアを派遣いたしまして、被災時における外国人へのコミュニケーション支援に向けた啓発を実施してございます。具体的な内容につきましては、資料1-10をご覧くださいと思いますが、プログラム進行アナウンスの多言語化、ボランティア活動支援訓練への参加、さらには先ほど御紹介した多言語表示シートの貼り出しを行いました。また、最後の反省会の中で、地元の日本人ボランティアさんと、今後の留意事項や外国人県民へ配慮すべき点等について意見交換を行いました。今後とも、様々な訓練に参画いたしまして、情報の多言語化をはじめ災害時の外国人支援に関する取組について検討していきたいと思っております。

12番目になります。資料1-12「みやぎ外国人相談センター」の設置・運営についてです。先ほど奈良岡委員からもお話がありましたように、宮城県が宮城県国際交流協会に外国人相談窓口の設置・運営を委託しております。平成16年度から実施しております、現在は日本語のほか英語、中国語、韓国語、ポルトガル語

による相談に対応させていただいておりますが、相談内容も年々複雑化しており、家庭内の問題など、かなり対応が難しい相談が寄せられていると聞いております。相談件数も右肩上がりです。今年度はまだ年度途中ですが、昨年度の 330 件は間違いなく上回るものと見ております。資料 1-12 の 2 枚目に面白い記事があるのですが、4 月 30 日の河北新報に載った記事で、年明けから日系ブラジル人からのポルトガル語による電話相談が急増しているというものです。なぜかという、以前、大和町に富士フィルムの工場があり、そこに 1,000 人を超えるブラジル人がいらっしたのですが、その方々が工場の撤退とともに一関や長野、名古屋方面などに散らばっていきました。そしてそういった方々がこの電話番号だけは覚えていて、どこにいてもそこに電話をかけてくるのだそうです。また、この電話番号がかなりロコミで広がっているようで、宮城県国際交流協会では、そういった方々からの相談を受け、親身になって対応しているということでした。

次は 13 番目になりますが、「多文化共生研修会（学校教育分野）の開催」でございます。実は多文化共生の研修会というのはいろいろな分野で実施しています。次の資料 1-14 と合わせてご覧いただくとわかりやすいと思います。今回、李委員は学校教育に関する取組をいろいろやられていらっしますが、教育関係者に対する研修会を開催しております。また、資料 1-14 にありますように市町村職員に御理解いただくための研修会もやっております。それから、外国から来たお嫁さんで、妊娠や出産、子育てで悩みを抱えるケースがありますが、そういった方々へのアドバイザーとなりうる保健福祉関係のスタッフを対象にした研修会、さらには奈良岡委員のような方は研修を受けるまでもないとは思いますが、相談員として相談業務に携わっている方々の研修会、このようなものを組み合わせて実施しているところでございます。

少し早口になり申し訳ございませんが、これらが今年度実施した事業内容の報告でございます。

山田議長) ありがとうございます。ただ今、平成 21 年度多文化共生推進事業について、御報告がありましたが、皆様の方から御質問や今後に向けて何かコメントはありませんでしょうか。

山田議長) それでは、報告事項 2 の「多文化共生施策（評価指標）の進捗状況」について、御説明をお願いします。

犬飼課長) 先ほどの資料 1-1 をお開きいただきますと、4 ページから取組の内容がご覧いただけますが、この取組を評価するための評価指標は、昨年御議論いただいた中で

ご覧のとおりに決定してございます。資料4ページの上の施策1であれば、評価指標は県民意識調査の中で「外国人の活躍できる地域づくり」に対して「重視する」と回答している割合でありまして、平成20年度実績値の44%から平成25年度までに60%に引き上げたいとしており、このほか黄色の箱に評価指標を掲げてございます。これらの状況について一つひとつ御報告させていただきます。

まず一つ目ですが、この指標は県で毎年実施している「県民意識調査」というものをベースにしております。36ほどある項目を調査して、その中で「外国人も活躍できる地域づくり」に関する取組を県民の皆さんがどの程度重視しているかというものです。そして、この取組に関しては平成20年度の時点で44%の方が重要であると回答しております。しかしながら、他の類似の取組では平均で60%程度の方が重視すると回答していますので、この「外国人も活躍できる地域づくり」という項目も他の項目と同様に6割くらいまでに引き上げたいということで目標設定しています。そして、平成21年度の県民意識調査の結果は45.6%で、わずかではありますが、昨年よりは上がったということでございます。とは言いながらも、まだまだ目標値には程遠い水準ですので、今後一層啓発活動に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから評価指標2についてです。施策2の「情報面からの生活の安全・安心の確保」ということで、「多言語による生活情報の提供実施市町村数」を評価指標としております。平成20年度で5市町村であったものを、平成25年度には倍の10市町村にしたいということです。ちなみに、この市町村名を申しますと、仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、大和町の5市町でした。そして、今年度新たに登米市において「ホームページの多言語化」が開始されました。それから美里町で「外国人のためのハンドブック」が作成されまして、その市町村は7市町村に増加しております。今後とも市町村に対しまして情報の多言語化に向けたはたらき掛けを行っていきたくと考えております。ただ、一方で課題も非常に多く、多言語情報をいくら発信しても、発信されているということが伝わらないとなかなか利用されません。口コミなどで広がっていけば有り難いのですが、花嫁さんとして来られた外国人など孤立している方々にはなかなか伝わっていかないということもあり、どうやって外国人の方にお伝えするかという部分が、今一番大きな課題であるというふうに考えております。

次は、評価指標3の「日本語講座開設数」についてです。この指標は県内の日本語講座の開設数で、外国人県民等の「地域社会への適応力向上」に向け、日本語や日本文化を学ぶことができる場の整備の進捗状況を測定しようとするものです。平成20年度の時点で日本語講座が開設されている地域は13市町、計25講座でしたが、この数を平成25年度までに30講座に増やしたいと考えております。そのような中、今年度新たに栗原市と利府町で1講座ずつ開設されておりますので、そ

の数は27講座に増えております。市部には比較的多くの外国人の方が暮らしておりますので、できればすべての市部で講座を開設していただきたいと考えております。ちなみに、市部の中で日本語講座が開設されていない地域は、塩釜、白石、多賀城、東松島となっております。今後、講座開設に向け働き掛けていきたいと考えております。

評価指標4は「外国人相談対応体制を整備している市町村数」です。この指標は外国人の方々からの相談に多言語で対応できる体制を整備している県内の市町村数でありまして、外国人県民等の家庭生活の質の向上に向け、外国人県民の方々またはその家族に対するサポート体制の整備状況をこの指標で測ろうというものです。平成20年度の時点でこの体制が整備されている市町村は、仙台市、石巻市、気仙沼市、川崎町の4市町でしたが、この数を平成25年度までに倍の8市町村に増やすことを目標に設定しております。今年度におきまして、新たに相談対応を整備した市町村はなく、依然4市町のみです。これにつきましても、整備に向け市町村に働き掛けを行っていききたいと考えております。ただ、県内の36市町村すべてでこの体制を持つ必要があるのかという問題もあります。前の審議会でも御議論いただきましたが、隣町でやっているなら隣町で補完していただいてもよいでしょうし、例えば県北の地域であれば生活圏が一体ですので、市町村間の連携で対応いただけるものもあると思いますので、今後のネットワークや連携体制のあり方を検討する中で議論していきたいと考えております。

最後は、評価指標5「永住者の求職者に対する就職率」です。これは統計データから出る数値を指標にしております。この指標は、外国人の中でも一般に日本語能力が高いと考えられる永住者の就職率で、「能力発揮の促進」に向け、能力と意欲を持ち合わせた外国人が本県で活躍できる環境の整備の進捗状況をこの指標で測ろうとするものです。平成20年度時点（これは平成19年度の実績になりますが）では、永住者の就職率は26.8%でした。この値を平成25年度までに43%まで引き上げたいと考えております。なぜ43%かという点、就職率の過去5年の伸びが8ポイントでしたので、その2倍の16ポイントを26.8%に加算しております。今、日本人でも就職が難しい状況にありますが、我々はこの目標をとっても大切なものと考えており、高い目標を掲げながら一生懸命頑張っていきたいと考えています。平成21年度の状況を申し上げますと、今申し上げたような非常に厳しい状況になっており、平成20年度の実績値で17.2%と、前年度を下回る結果になっております。以上が評価指標の状況でございます。

山田議長）ただ今の事務局からの説明に対し、御質問や御意見などはありませんでしょうか。

モリス委員）構想の段階から数値目標というのに違和感があったのですが、まず、評価指

標1で、45%の人たちが「外国人も活躍できる地域づくり」を重要視しているというのは、かなりいい方だと思います。あまりにも高い物を目指してしまい、後で自分たちの首を絞めるようにならないかが心配です。繰り返しますが、45%は結構良い数値ではないかと思います。じわりじわり上がっていけば、それは立派な成果だと思います。

それから、最後の就職率についてですが、よく言われるのは、外国人労働者は最後に雇われて最初に首を切られるということです。この永住者の失業の仕方が日本国籍の県民よりも高いのでしょうか。そのような数値はありますか。

事務局) 申し訳ありませんが、そのような数値はございません。

モリス委員) その辺の統計がないのであれば仕方ありませんが、切られ方が激しいのではないかと気になっています。それから、目標値を2倍にする必要はあったのだろうかと思いました。つまり、永住者の人口構成や人口特性がどのような状況にあるのかということを知らずに、ただ機械的に2倍にするというのは、妥当なものなのでしょうか。目標の43%が実現されれば大変ありがたいと思いますが、永住者の人たちがそんな高い割合で就職したいかどうかということもわからないままに、この数値だけを高くするのは、適切なのだろうかという素朴な疑問があります。以上です。

犬飼課長) 「外国人も活躍できる地域づくり」について、45%の背景を簡単に説明させていただきます。宮城県ではいろいろな政策を出していますが、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」というカテゴリの中で最も重視度が高いのは、「安心できる地域医療の充実」です。県民意識調査では項目だけでなく、それに関してどういう取組を行っているかということ詳しく説明し、その上で、県民の皆さんに回答いただいています。医療については91.1%、10人のうち9人が非常に重要であると回答しています。次に高いのは「子どもを安心して生みみ育てることができる環境の整備」で、89.8%となっており、この「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の取組の大体が80%から90%となっています。その中で低いものが「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」と「外国人も活躍できる地域づくり」の2項目です。県民意識調査は外国人の方は対象になっておらず、これらは日本人の思いということになります。宮城県は、県民230万人のうち外国人は16,000人、わずか0.7%ですので、それ以外の99.3%が日本人です。このため、日本人の考え方を少しずつ変えていかない限り、実際ここに住まれる外国人の方々の環境は、なかなか改善されないだろうと思っています。我々といたしましては、地道に啓発活動を重ねていくとともに、アンケート調査から外国人県民のニーズを的確に把握し、施策

に反映していきたいと考えています。県庁でもようやく最近になって「多文化共生社会」という言葉が通用するようになりました。条例や計画を策定する過程で、県議会の方にも御理解いただき、やっと日常的に使われる言葉になったと感じており、県全体でもそのようになっていけばいいなあと思っています。そして、その先の就職の問題などについては、宿題とさせていただき、数値の部分も含め研究させていただきたいと思います。

モリス委員) 志を高くすることは大変いいことだと思いますが、目標を達成できなかった場合に、それが後になって「あなたたちは目標を達成していないからだめだ」と言われることになるのではないかと心配に感じます。身の丈に合った目標設定というのも大切だと思います。

山田議長) それから、いわゆる永住者の就職希望が本当にあるのかどうかというお話もありましたが、それは調べられますか。

大飼課長) 今年度実施する予定のアンケート調査の中でそのような問がありますので、後ほど御説明いたします。このような中で統計的に生かせればいいなあと思っております。

市瀬委員) 3番目の評価指標「日本語講座開設数」で、25講座から減らずに2講座増えたというのは、とても素晴らしいことだと思うのですが、他県の場合であると、例えば市町村別に外国人比率の高いところに意図的に講座を開設するというをやっているようなのですが、宮城県ではどのようにして、この日本語教室をうまく作られているのかという、その方法の部分をお伺いします。もう1つは、こういう日本語教育に関わるボランティアの方は、地域社会あるいは外国人の間に各種情報を伝えたり、お世話したりしていると思います。また、一方で多言語情報をいかに外国人に伝達していくかという部分で行政が介在していると思いますが、上から行政の枠組みを作っていくというのと、民間のボランティアの方々の力を盛り立てていくという2つの側面があると思うのですが、その日本語教室づくりのところをどのようにやっているか具体的に教えていただければと思います。

事務局) 今年度新たに開設された日本語講座ですが、栗原の方は「楽しい日本語講座」という名称で開かれていまして、ボランティア主体の日本語教室と伺っております。場所の方は市民活動支援センターで、市の施設を使ってやられているということで、受講料は月額2,000円ほどだそうです。生活相談や雑談を交えながら楽しく学ぶというところにコンセプトに置いた日本語教室のようでございます。それから利府

の日本語教室ですが、これは利府の国際交流協会が主体に立ち上げたものでございまして、場所は利府の生涯学習センター、町の施設を使って週2回ほど開かれているということでございます。この協会の方には、町から運営費の補助金が入りますので、その辺を財源に協会が自主事業として実施しているというお話でした。実際に受講されている方は5名程度いらっしゃるということで、皆さん中国籍の方だそうですが、その5名の受講者に対して12～3名ほどのボランティアの登録があり、マンツーマンに近い形で日本語を教えているというお話でございました。こちらで得ている情報はそこまででございます。

市瀬委員) 塩竈なんかは、外国人の比率が高いと思うのですが、そういった所には今後どうやって開設を働きかけていく予定ですか。

事務局) 市町村研修会等を通じて、今後目指すところは伝えているつもりではありますが、技術的にどういう形で開いていくかという部分や財政的な支援とか、そういったところは今後の課題であるとは思っており、現時点で具体的な支援の内容は固まっておられません。

大飼課長) 先ほど日本語講座の開設数を13市町25カ所と申し上げましたが、このうち仙台市には13カ所あります。それ以外では石巻、気仙沼、名取、角田、岩沼、登米、大崎、川崎、亘理、松島、美里、南三陸になりますが、このうち行政が直接行っているところを申し上げますと、石巻市は市からの補助金、角田市は市の主催、岩沼市は消耗品費の一部に助成があり、松島町は町の公民館事業として実施、美里町で運営の一部を町の公民館事業として委託、南三陸町は公民館事業として実施しています。行政主催でやっているところもありますが、それ以外ではNPOやボランティアが実施しています。多文化共生施策は住民施策であり、多言語化や生活支援すべてを行政が担うべきというスタンスに立っていますが、現実は一様にはいきません。ただ、他の市町村での成功事例など「お金もかからず、こうやっていますよ」などということをいかに伝えていくか、それが一番大切だと思っています。それから、先ほども申し上げましたように、36市町村すべてで必要なかどうか。財政的に弱い町や村が全部持つというのはなかなか大変です。車で少し行けばすぐ隣町にいけるといった場合もあり、町民でなくても受け入れられる体制であればいいと思います。言葉の支援、生活の支援、就職の支援などいろいろなものを、どのレベルでどのようにやるのか、そういう調整をする必要があると考えています。

【審議事項】

山田議長) 続いて、審議事項1の平成21年度多文化共生推進事業（今後実施分）について

て、御説明をお願いします。

犬飼課長) 先ほどの資料1にお戻りください。網掛けしてないところがこれから実施する事業でありまして、資料1の(5)「外国人県民アンケート調査の実施」については、資料1-5をご覧ください。外国人県民アンケートは、前回調査から3年が経過しました。その間に経済情勢の悪化があり、その一方で、県条例の制定や計画の策定、それに基づく新たな取組が展開されるなど大きな変化がありました。そこで、今回新たにアンケートを実施し、今後の施策の検討材料にしたいというものでございます。調査の概要は資料1-5のとおりでございます。外国人16,000人の方全員にお聞きするのは難しいので、抽出調査を行うことにしております。今回は県内の市町村に外国人登録を行っている20歳以上の外国人県民を対象に、標本数として2,250人程度を抽出する予定です。この数は外国人登録者数の約14%です。抽出方法は有意抽出になりますが、在留資格別の構成比を考慮して抽出します。そして、その抽出に関しては市町村に依頼し、郵送による配布・回収を行います。調査期間は来年1月から2月、設問数は54問程度で、内容はここに書いてあるようなものと考えています。言語としては、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語です。なお、今回のアンケート調査を行うに当たっての留意点ですが、実は仙台市でも同様の調査を行う予定としていましたことから、県と仙台市で協議しまして、調査を一本化することでまとまりました。それから前回の調査対象者は537人で、あまり多くありませんでしたが、今回は2,250人ですので、統計の精度向上が期待できるものと考えています。なお、スケジュールは資料のとおりです。アンケートの調査内容については、皆さん非常に興味があると思いますが、この内容についてここで御議論いただくと、時間がなくなってしまいますので、今日はこの調査票をお持ち帰りいただき、後日、御意見をいただきたいと思っています。後日(再来週いっぱい)事務局まで御連絡いただければと思います。人足や予算の関係で難しい部分もありますが、いただいた御意見はできる限り反映できるように致します。また、この結果につきましては、統計処理を行い、県民の皆様にも公表しますので、よろしく願っています。われわれ日本人に判らないのは、外国人から見て不適切な設問であるとか、意味がわからないであるとかです。それから、先ほどモリス委員から出たように、一問足したらもっと有意な統計が取れるであるとか、そのような建設的な御意見をいただければと思います。これについては以上です。

続きまして、「多文化共生社会推進連絡会議」です。資料1-1の色刷りのリーフレットの6ページをご覧くださいなのですが、6ページの下に「推進体制の整備」というのがあります。ここに、本日開催しております「宮城県多文化共生社会推進審議会」があり、条例に基づき、多文化共生の状況について調査・審議することになっています。そして、この他にこれから作ろうとしていますのが「宮城県多文化

共生社会推進連絡会議」です。これはどういう意図で書いたかと言いますと、下にネットワークイメージ図があります。外国人県民の方が真ん中にいます。県民 230 万人が黄色で、その中に赤で「外国人県民等」とあります。16,000 人の外国人の方々がここにいらっしやいます。この方々に対して支援したり、一緒に働いたりしています。そして、それに関わっているのが県のほか、市町村、市町村国際交流協会・NPO、事業者の方々、宮城県国際交流協会（MIA）、教育機関があります。実は、この方々の間で意見交換の場がないということが指摘されていました。市町村や国際交流協会、NPO などでは様々な取組が行われていますが、全体としてこれらの情報が共有されていないということです。したがって、ここでそういう場をつくらうということで計画に書きました。そして、これをどのように作っていくべきかということが、本日御相談したい内容です。資料 1-6 にお戻りいただきますと、今申し上げた内容が書いてありまして、他県ではどのようにやっているかということで、長野県の例を載せています。長野県の外国人比率は 2% で、集住地区も抱えており、先進県として取り組まれています。ここでの目的は、「関係団体と国、県、市町村の行政機関が連携を強化し、互いが持っている情報を共有し、それぞれの課題に対して実質的な取組の一助とする」ということです。構成団体は全 21 団体で、非常に多くの団体で構成しています。経済団体、労働団体、国際交流協会、社会福祉協議会。国は入局管理局から社会保険事務所、労働局、国際研修協力機構、国際協力機構。それから県は、知事部局、教育委員会、警察本部。市町村からは外国人登録者数上位 5 団体とその他 2 団体です。こういうところが構成員となって会議が行われていると聞いてます。次は愛知県です。愛知県は外国人比率 3% 強で、目的は、「県内の NPO と行政関係者が協議し、県の多文化施策の効果的な推進を図る」というものです。多文化共生の社会づくりに取り組む県民、NPO、行政職員等ということで、14 名が参加しています。NPO 法人役員が 2 名、県内市教育委員会外国人児童生徒教育相談員 1 名、県立大学准教授 1 名、外国人県民 9 名、ポルトガル語通訳 1 名です。こちらの構成員はあて職ではなく、実質的な協議を行うメンバーであると聞いています。また、資料には載せていませんが、磐田市でも似たような組織があるそうです。そこでは町内会メンバーの半分が外国人で、ポルトガル語の通訳をつけないと町内会が成り立たないというような地域もあるようで、聞いたところでは、大学の先生が核となり、実質的な情報交換の場を作っているとのことでした。前置きが長くなりましたが、本県が今後事業を推進していく上で、どのような連絡会議をつくっていくべきか、この辺のところでお意見をいただければと思います。

次は、「言葉の壁」解消事業です。市町村の外国人登録窓口において日本語が話せない外国人県民をサポートするため、外国人登録窓口において指差しでコミュニケーションが図れるよう、多言語指差しシートを作成する予定としていました。ところが、資料 1-11 にありますように、法改正があり、今後、外国人登録のあり方

が変わることになりました。このため、今年度の指差しシートの作成は見送ることに致しました。今後は国の動きを見ながら対応していきたいと考えています。

最後は「多文化共生研修会（相談員分野）の開催」についてです。資料1-14で先ほど説明させていただきましたが、これは外国人を支援する方々の研修会を開催するというものです。あり方等について御意見がありましたら頂戴したいと思います。

以上、これから実施する事業は全部で4項目ほどありましたが、アンケート調査については、後日1週間ほどの間に御意見を頂戴することに致しまして、これからの時間は、主に連絡会議のあり方について御議論いただきたいと思います。

山田議長) ただ今、4点について御説明がありました。アンケートについては来週中までに御意見をいただきたいということでした。ここでは6番目の連絡会議のあり方について御意見をいただきたいと思います。

モリス委員) 副案はありますか。

犬飼課長) 担当からもらった副案を見て、私は驚きました。本当にこれで回せるのかと言う印象でした。入管のほか何から何まで全部入れていたので、これでは日程調整だけで大変で、ほとんど無理なのではないかと感じました。それから、これでは当て職になりますから、内容をご存じの方に来ていただけるかという不安もありまして、副案を出せなくなっていました。

モリス委員) それも一つの答えですね。元々の副案というのは長野県のイメージに近かったということですね。

事務局) そのとおりです。それに加えて、医師会なども入れておりました。

モリス委員) 例示の団体はどちらも集住地域ですよ。宮城県のようなバラバラな地域で何をやるのか、目的は何なのか、それを定めておかないと答えは出せないと思います。愛知の場合は、どちらかという当事者重視ですね。かつて宮城県で条例を制定する際に立ち上げられた「外国人懇談会」のイメージに近いものです。そのときの唯一の生存者として申し上げますと、あれを2年間やって、やってよかったと思うのですが、それを毎年継続して、ある程度の頻度でやるならば、宮城県みたいな地域ではかなり難しいだろうというのが私の印象です。理由はいくつかあります。まずは、結局のところ仙台市内の人たちにほぼ限定されます。また、昼間開催されるので、暇な人しか出てこられません。さらには、外国人の絶対数が少ないので、

会議の意義を理解し、議論に参加できるレベルの語学力を持つ人たちの確保が難しいということです。それから、もう一つは、この件で何が一番重要かと言うと、市町村をいかに巻き込むかということですよね。それが連絡会議の当面の目標であるとすれば、例えば年一回でも情報交換の場として、そのようなものが開催できればいいようにも思いますが、現実的に当面の課題は何かと言うと、市町村間の連絡をいかに構築するかということが課題なのだと思います。

市瀬委員) ただ今、モリス委員がおっしゃったことは二つあると思いますが、一つは支援される側の外国籍の方、もう一つは支援者の側が会議に参加するということですね。今のお話を聞くと、多分それは二つに分けた方がいいのではないかと思います。連絡会議の方は、支援する側の人たちがリソースを提供する上で、悩みや手法について情報交換をする、具体的には市町村の窓口の方ですとか、協会の方、NPO、ボランティア団体、そういう方々を中心とした情報交換の場にした方が実効性があるかと思えますし、そういう場をまた求めているのかなという感じがします。

山田議長) 他にいかがでしょうか。

犬飼課長) 私にはよくわかりませんが、市町村と国際交流協会、NPOの方々の横の連絡は取れているのでしょうか。

モリス委員) 宮城県の国際交流協会が研修会を開催したり、啓発を行ったり、可能な限りのことを市町村の協会に対してはやっているだろうと思います。私が申し上げたのは、どのようにして実現するかは全くわかりませんが、むしろ自治体、行政側をいかに巻き込むかということが冒頭の発言の中の一つ大きな問題かと思っていました。ただ、どうやって連絡会議を作るかということは、私は行政の人間ではないのでわかりません。

犬飼課長) 我々はまずは市町村の方々だけでも意識を高く持っていただきたいと考えています。市町村の方々とネットワークを構築するのは大切であり、そのとおりだと思うのですが、市町村だけでは情報面で不十分だと思っています。私が聞いている中では、市町村の国際交流協会などが一番情報を持っているようです。それから、宮城県国際交流協会も全県的な取組を行っています。先ほど申し上げた情報の共有化は、情報を持っていない者同士が集まっても難しく、情報を持っている人たちが入ってやるのが一番いいと思っています。ただ、教育問題で教育機関の方々、医療問題で医師会の方々というようにしていくと、どんどん増えていきます。テーマごとに機動的に集まれるようなものであればいいかもしれません。

モリス委員) もう一つは地域ではないでしょうか。県北の人と県南の人を同じ日に仙台に集められるかという問題があります。

金委員) 先ほどお話があったように、連絡会議が行政団体の集まりなのか、それとも当事者である外国人の集まりなのか、それをまとめると、とりとめもなく大きくなってしまいます。結局のところ、外国人当事者あるいはボランティア団体は、行政や国の政策などの情報を求めています。入管などでは制度改正のPRなどを行っていたりしていますが、なかなか我々外国人当事者には伝わらないです。何かあれば、我々も敏感になって、入管や法務局に行って調査したりはしていますが、それでも民族団体あるいは一定の外国人団体ということで本当の情報はなかなか引き出せません。また、その国の団体を一カ所に集めて議論しても何の生産性もないと思いますので、コアのメンバーとなるのは、例えば県や国際交流協会の方々、あるいは当事者団体など、国ではなく地方のレベルでいいと思います。その中でテーマによって医師会や入管、労働局などに入ってもらい、というような形が柔軟で動きやすいのかなと思います。

山田議長) 他にどうでしょうか。

奈良岡委員) やはり全部の機関を集めるのは、かなり難しいと思います。金委員がおっしゃったように、柔軟性を持たせ現実的に機能する集まりにすべきで、一つずつ実績を残していくというのが望ましい姿だと思います。分野が多すぎて、気が遠くなるというような心配もありますが、テーマを絞って一つずつやっていると難しいと思います。

山田議長) サービスや支援を提供する主体が中心なのか、あるいはサービスを受ける側の外国人の皆さんが集まる場にしたい方がいいのか、基本的には前者の方でしょうか。それとも両者を合わせた方がいいのでしょうか。

金委員) 私は、両者が入らないと成立しないと思います。サービスを提供するのは役所なので、横のつながりとしての機能はあるかもしれませんが、長野県の会議にも「外国人県民や相談員、ボランティア等との意見交換」とありますように、実際に現場の当事者が入って協議した方がよいと思います。

山田議長) 行政と外国人当事者に入っただけということと、専門的な課題ごとの検討ができるような体制にしてほしいということですが、これで描けますか。

金委員) 先ほどの話題に戻りますが、入管法の改正で各市町村の外国人登録窓口がなくなります。そうすると、これまで一生懸命頑張ってきた市町村窓口の担当が外れ、行政サービスの熱が急速に冷めてしまうことが心配です。定住外国人の方は4年に1回入管に行って手続をすれば済むようになります。国際交流協会の方などは引き続き業務としてやっていただけたと思いますが、市町村窓口の方では温度差が出てくるのではないかと思います。

早坂委員) 市町村に勤めている立場としては、窓口業務は薄くなると思うのですが、例えば、施策4の「家庭生活の質の向上」にもあるように、子育ての場面など地域の適応能力が問われてくると思います。実際に、様々な現場で、語学力がないために対応に苦慮するケースもあり、乳幼児検診で外国人が来ても、たどたどしい対応となっていて、ちゃんとわかってもらえたのかなと不安を抱くことがあります。窓口では困らなくても、生活の中で困る部署がたくさん出てくると思います。ですから、専門的に施策に即したやり方をしていくというのも一つの案なのかなと思いました。

金委員) そうすると、市町村の担当者の選定が難しくなりますよね。

早坂委員) 例えば子育ての問題であれば、子育てのポジションの職員ということだと思います。そういう時は、実際にそういうポジションの人たちが多くの問題を抱えているのだと思います。

加藤委員) この連絡会議は多文化共生社会の推進を目的にしていると思うので、推進するという前提でいろいろ考えた方がいいと思います。例えば、市町村や国際交流協会の方々が主体となって当分の間やってみて、今年度はこういう目的、来年度はこういう目的ということで、メンバーは固定せず、目的に応じたメンバー構成にしていけばいいと思います。一つの目的を達成した後は次の目的を考えながら、新しい連絡会議を作っていけばいいと考えます。

モリス委員) 川崎市の外国人市民会議は、確か、テーマを決めてやっていたと思います。前の宮城県の懇話会では、みんながアイデアを持ち寄って何とか提言を出そうとしていたのですが、今回はそうではなく、加藤さんがおっしゃったように、テーマを決めて、例えば、ある年は教育で、それに関わる人たちを集めてやる、というのでいいと思います。同じテーマで何年も続けても、必ずマンネリ化しますし、成果が上がるところは上がりますが、上がらないところはいつまでも上がりません。無力感も出てくると思いますので、テーマを周期的に変えてやっていくというのも一

つのやり方だと思います。

犬飼課長) おっしゃるとおりだと思います。連絡会議に団体の代表者を集めて、資料を配って説明しても生産性がないと思います。他県や地域の事例も参考にしながら、検討していきたいと思います。それから、結局のところ事務局は我々のところになりますので、回せないものではどうしようもなくなります。今いただいた御意見を踏まえ、メンバーの対象を支援する側、支援される側、それとも両方にするのかというのも含めて検討していきたいと思います。

市瀬委員) M I Aさんの方で市町村の国際化担当者連絡会議のようなものも開催していたかと思いますが、そのような既存の会議との整合にも留意した方がいいと思います。

李委員) 一つ聞きたいことがあります。「外国人県民等」という言い方なのですが、中国帰国者であれば、日本国籍を取っている方が多いです。そのような方々は名前だけでは識別が難しく、日本の小中学校の教育を終えた方などは日本語も上手ですが、そのような人たちも含まれるのでしょうか。

犬飼課長) この計画を策定する際、言葉の定義について議論がありました。県が使っている「外国人県民等」というのは、外国籍を持つ人や外国にルーツを持つ日本国籍の方々を指しています。したがって、そのような方々も含まれているということになります。

金委員) 例えば、残留孤児の二世、三世の方で、「自分は完全に日本人だ」と思う方はそこに属さなくていいとは思いますが、「自分のルーツは中国だ」、「中国の文化を尊重したい」というような意志をお持ちの方であれば、そのカテゴリーに入ってくるということですね。

李委員) 先日、市瀬先生とともに1回目の外国人向け高校進学ガイダンスに参加したのですが、外国人の方がたくさん来ていました。学校の先生が日本人の名前を付けて勉強している外国出身の子どもの存在を把握していないようなことが結構あるようで、そういう子どもたちへの支援が必要だと感じました。これから社会に発つ子どもの教育はしっかりやっつけなければならぬと思います。それからもう一つ、進学ガイダンスは、市瀬先生や県や仙台市の国際交流協会と一緒に実施したのですが、これに加えて、県や市、教育委員会などの公的な機関にも参加していただきたいと思いました。

犬飼課長) 今の話を聞いて、なおさら思いましたが、テーマごとに関係者に集まっていたく形の方が実効的かもしれません。先ほどモリス委員もおっしゃっていたように、医療なら医療関係者を、教育であれば教育関係者を招くという具合に、きちんとネットワークを築けるものを作っていきたいと思います。いずれにせよ、最初のテーマをどこに置くかという問題もありますので、また御相談させていただきたいと思います。

山田議長) 今の連絡会議につきましては、ここで結論を出すというところまで至りませんが、皆さんから頂いた御意見をもとに、事務局の方で進めていただきたいと思います。アンケートにつきましては、後日御意見をお願い致します。他に御質問等がありますでしょうか。

モリス委員) 連絡会議はいつまでに立ち上げられる予定ですか。

犬飼課長) 資料には年度内と書いておりましたが、拙速な立ち上げは避けたいと考えておりますので、もう少しお時間をいただくようになると思います。

山田議長) それでは、審議事項二つ目の平成22年度多文化共生推進事業について、御説明をお願いします。

犬飼課長) 資料3になります。

「意識の壁」解消事業として、「多文化共生市町村研修会」と「多文化共生シンポジウム」の開催でございます。多文化共生シンポジウムについては、来年度も県内2ヶ所において開催していきたいと考えております。テーマや開催地につきましては、市町村に希望を募った上で決定する予定にしております。

それから、「言葉の壁」解消事業として、本日お配りした計画リーフレットの外国語版の作成を予定しております。言語は英語と中国語を予定していますが、この内容につきましては、また御相談させていただきたいと思います。

それから、多言語支援ツールの作成ということで、今年度作成した「災害時多言語表示シート」に日常使用言語に関するシートを追録し、災害時のコミュニケーション支援体制の強化を図ろうと考えております。また、新規事業として、医療機関で使えるような多言語問診票の作成を予定しております。多言語問診票は、北海道などの先進地で既に取り入れられていますので、いろいろ研究しながらやっていきたいと考えております。

続いて、災害時通訳ボランティアの整備ですが、この事業は平成16年度から実

施しているものです。災害時通訳ボランティアの活動はすぐにできるものではなく、ボランティアの養成が必要となります。そして、万一の時に、ボランティアセンターからの要請に応じて通訳ボランティアを派遣できる体制を整備していきたいと考えています。

それから、災害時外国人サポート・ウェブ・システムの運用を継続いたします。現在 1,000 人弱の登録がありますが、これをもっと増やしていきたいと考えております。

最後は「生活の壁」解消事業ですが、まずは「みやぎ外国人相談センター」の設置・運営を引き続きやってまいります。多文化共生研修会の相談員分野、保健福祉分野も実施してまいります。それから、外国人就労促進ツールの作成を予定しています。昨今、厳しい雇用情勢の中で外国人相談センターに寄せられる相談件数が右肩上がりです。とりわけ仕事を求める内容の相談が増えてきています。これを受け、来年度の新規事業といたしまして、日本での就職活動に当たっての留意事項、日本の企業風土、商習慣、会社設立のため手続等を収録しました、外国人県民等のための「就職手引書」を作成し、外国人県民等の就労を支援したいと考えています。言うのは簡単ですが、実際に作るとなると非常に難しく大変です。国の高度人材育成支援事業などでテンプスタッフ・カメイさんなどがいろいろ取り組んでいらっしゃいますので、そういったプロの方々の御意見をいただきながら、検討していきたいと考えています。以上です。

山田議長) 以上10件の事業の御説明でした。何かございますでしょうか。

市瀬委員) 来年度は保健福祉分野の研修会ということですが、推進計画でも焦点化しつつやっていくと考えてよろしいでしょうか。

事務局) そうですね。今年度は教育分野に絞ってやらせていただきましたが、来年度はまた保健福祉分野の方でやらせていただきたいと考えております。

市瀬委員) 長期的なビジョンはどのようになっているのか、今おわかりになりますか。

事務局) 現時点では、その先のところまでは定めておりせん。

犬飼課長) 研修会を通して参加者とのネットワークが構築できますので、これを発展させながら、今後の体制などについて考えていきたいと思っています。資料1-14にありましたように、これまでも様々な研修会を開催してきておりますので、この蓄積も活かしながら引き続き実施してまいりたいと考えています。

山田議長) 他にはありませんか。

金委員) 県の施設で働いている外国人の方がたくさんいらっしゃると思います。どのくらいの外国人が働いているか、その辺の実態を各発注元などに調査できるのでしょうか。プライバシーの関係で回答してもらえるのかという問題もあるかもしれませんが、在日韓国人などで教員をしている方などが結構いらっしゃると思います。こういうのを調べていただくことはできますか。

事務局) 今回の外国人県民アンケートの中で、県の施設の利用状況を尋ねる問はありますが、今のお話のような問はありませんでした。今後、仙台市と協議を重ねて調査票の内容を固める予定にしていますが、その中で今頂いた御意見も取り入れられるかどうか検討していきたいと思います。

山田議長) 他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の事業推進をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

【その他】

司 会) 最後に、6の「その他」ということで、今後の予定等について御報告させていただきます。

まず、本日御説明しました多文化共生の推進に関して講じた施策の内容については、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第21条の規定により、毎年度議会に報告することとされております。本日頂戴しました御意見は、今後の取組の進捗と併せて整理いたしまして、2月定例県議会の常任委員会において報告を行う予定としております。

また、平成22年度の多文化共生推進事業につきましても、平成22年度当初予算案と併せて、2月定例県議会の予算特別委員会におきまして説明を行う予定としておりますことを御報告させていただきます。

【閉会】

司 会) それでは、以上をもちまして、平成21年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。